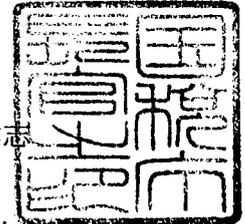


平成30年6月1日

## 行政文書開示決定通知書

弁護士法人 公園通法律事務所  
代表社員 弁護士 瀧 康暢 様

国税庁長官心得 藤井 健志



平成30年5月7日に請求されました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

### 記

行政文書の名称	平成26年6月27日付「徴収事務提要の制定について」の一部改正について（事務運営指針）のうち別添「新旧対照表」を除く部分
不開示とした部分とその理由	なし

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

● 開示の実施の方法等（裏面の説明事項をお読みください。）

1 開示の実施の方法等

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示を実施することができます。

<実施の方法> 写しの送付

なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料
A4判文書 2枚 (2ページ)	①閲覧	100枚までごとにつき 100円	100円	無料
	②複写機により白黒で複写したものの交付	1ページにつき10円	20円	無料
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、文書1ページごとに10円を加えた額	120円	無料

(注) 納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から開示請求手数料の額を控除した金額となります（当該基本額が開示請求手数料の額までの場合は無料となります。）。また、スキャナにより電子化したものの交付を希望される場合には、事前に情報公開窓口へ連絡してください。

2 窓口において開示を実施することができる日時、場所

日 時	場 所
平成30年6月8日（金）から 平成30年6月14日（木）まで（土・日・祝日を除く。） 9時30分から17時まで	国税庁総務課情報公開窓口

3 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

日数 「開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間以内に発送予定

送付料 ②120円、③205円 ※送付料については、郵便切手等を御使用ください。

(注) 窓口における開示の実施の際には、本通知書を御持参ください。

また、当日都合がつかない場合は、事前に情報公開窓口へ連絡してください。

裏面もご覧ください。

徴徴 2-23  
官参 8-1  
課消 4-8  
徴管 2-23  
平成 26 年 6 月 27 日

各 国 税 局 長  
沖 縄 国 税 事 務 所 長 殿

国 税 庁 長 官  
(官 印 省 略)

「徴収事務提要の制定について」の一部改正について（事務運営指針）

標題のことについては、平成 25 年 4 月 1 日付徴徴 2-13 ほか 16 課共同「徴収事務提要の制定について」（事務運営指針）の一部を下記のとおり改正したから、これにより、適切に処理されたい。

（趣旨）

平成 26 年度の税制改正における公売関係の所要の改正事項が、平成 26 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、評価換価事務の取扱いについて定めるほか、所要の改正を行うものである。

記

別添「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のとおり改める。  
なお、これに伴い、別紙に掲げる通達は平成 26 年 6 月 27 日をもって廃止する。

「徴収事務提要」の一部改正に伴い廃止する通達は次のとおり。

- 昭和 28 年 5 月 12 日付徴徴 2-8 ほか 1 課共同「税務署間における滞納処分の引継、引受にかかる滞納の整理促進について」(事務運営指針)
- 昭和 48 年 6 月 21 日付徴徴 2-11 ほか 1 課共同「広域公売の実施について」(事務運営指針)
- 昭和 48 年 6 月 21 日付徴徴秘 2 - 3 ほか 2 課共同「通信催告による滞納整理事務の実施要領について」(事務運営指針)
- 昭和 54 年 12 月 26 日付徴徴 2-24 「他局管内税務署に対する特定事案の滞納処分の引継について」(事務運営指針)
- 平成 4 年 6 月 11 日付徴徴 2 - 9 「滞納事案の区分及び着手順位の設定等について」(事務運営指針)
- 平成 6 年 6 月 10 日付徴徴 2 - 10 ほか 1 課共同「量的滞納整理事務の実施要領の制定について」(事務運営指針)
- 平成 8 年 3 月 18 日付徴徴 2 - 5 「実務経験期間における新任者の滞納整理関係事務実施状況調について」(事務運営指針)
- 平成 12 年 6 月 30 日付徴徴 2 - 14 ほか 2 課共同「棚卸照合票兼未納国税額通知書等の様式の制定について」(事務運営指針)
- 平成 12 年 6 月 30 日付徴徴 3-1 ほか 1 課共同「滞納処分の停止に関する取扱いについて」(事務運営指針)
- 平成 15 年 6 月 30 日付徴徴 2 - 10 ほか 1 課共同「受託証券管理システムによる証券の管理について」(事務運営指針)
- 平成 15 年 7 月 2 日付徴徴 2 - 11 ほか 2 課共同「連結納税制度の適用を受けた法人税の滞納整理事務について」(事務運営指針)
- 平成 22 年 6 月 15 日付徴徴 3-9 「任意売却の申立てに伴う差押解除に関する取扱いについて」(事務運営指針)